

第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画のポイント（修正案）

1 趣旨

令和5年度を始期とする第2期岩手県海岸漂着物対策推進計画（以下「第2期計画」という。）の策定に向け、9月27日開催の第2回海岸漂着物対策地域協議会で素案を提示し、委員各位から計画に盛り込むべき項目を審議いただきました。今般、第2回協議会での委員意見とともに、各市町村・環境保全団体等の意見等を反映し、**第2期計画の修正案を作成しました。**

2 現計画の到達状況と総括

現計画に掲げる海岸漂着物等の回収・処理、普及啓発活動の取組の結果、海岸漂着物等への対策は浸透しつつあると評価しました。そのうえで、内陸部を含めた全県挙げての県民主体の取組が浸透できるよう、環境保全団体の育成や県民総参加型の取組への展開が必要と総括しました（P5）。

3 第2期計画の構成及び主要新規事項

現計画の基本的枠組み（基本方針、重点推進区域、施策体系の柱、関係者の役割分担等）は維持します（P5）。

そのうえで、①基本的論点（ア 海岸漂着物等の現状、イ 円滑処理・発生抑制対策等の進捗、ウ 多様な主体の役割分担を踏まえた施策の連携体制）を踏まえた現状への対応とともに、②新たな廃棄物施策の展開（プラスチック資源循環促進法ほか）を加えようとするものです（P5）。

③計画期間は、**いわて県民計画・第2期アクションプラン（2023～2026年度）との整合を踏まえ、令和5年度から令和8年度までの4年間**とします。なお、海岸漂着物等を取り巻く施策状況に応じ、随時見直すものとします（P6）。

①基本的論点	特徴的な現状・課題	第2期計画への反映内容
ア 海岸漂着物等の現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度以降の海岸漂着物の発生状況を明記。また、R3年度から実施の海洋プラスチックごみ調査結果を記載。海岸漂着物等の大半（約9割）は自然物であるも、人工物の約5割がプラスチック類を占める（P18、P30）。 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック類等の発生抑制のため、内陸部を含めた全県での排出抑制策を講じることを明記（P31）など。 海洋プラスチックごみの詳細実態は把握途上であり、継続したモニタリングを進めることを明記（P47）。
イ 円滑処理・発生抑制対策の進捗	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸地域では、海岸漂着物等の回収・処理が進められており、漁業者とタイアップした回収が浸透しつつある（P20）。 内陸部市町村等での取組が展開し切れていない（P30）。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村・漁業関係者・民間団体（住民組織）が主体の処理・発生抑制施策を支援していくことを明記（P39）。 内陸部での発生抑制・清掃活動（特に河川）などの取組推進、普及啓発活動を展開することを明記（P39）。

重点施策

①基本的論点	特徴的な現状・課題	第2期計画への反映の方向
ウ 環境学習・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみ啓発ホームページの開設（取組の情報提供）、環境学習資材（小学校向け）の作成・配布もあり、海岸漂着物等に係る県民への理解醸成は定着し始めた。もっとも、内陸部の県民意識の向上に向けた対策は継続が必要（P30） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者団体、民間団体が主体の取組が展開できるよう、普及啓発は継続しつつ、住民参加の環境保全活動への支援に努めることを明記（P39、P43 一部追記）。 <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">一部組替・重点施策</div>
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸清掃を担う環境保全団体は固定化。環境保全団体の担い手確保も課題となっている（P30）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の普及啓発活動の中核を担う担い手の確保に向けた育成への支援に努めることを明記（再掲）。 環境アドバイザーによる海ごみ啓発活動とともに、中核的役割を担う人材・団体を「海岸漂着物対策活動推進員」（法第16条）・「活動推進団体」（法第17条）の委嘱・指定を検討。またこれらの推進員・団体を担い手とする人材育成や支援に努めることを明記（P47 一部追記）。 <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">新規重点施策</div>
エ 多様な主体の役割分担を踏まえた施策の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う小中高生への環境学習が有効（大学等との研究機関とのタイアップ）であり、推進する仕組みが必要（P31）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物調査を実施している教育機関・研究機関との連携、必要な支援に努めることを明記（P43）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物対策に関心のある事業者・事業者団体も見受けられており、重要な担い手（P30）。 ・県民が参加しやすい活動ツールの開発が課題（P31）。（R2年度から県立大との協働研究において、「（仮称）県民参加型海岸・河川漂着物モニタリングシステム」を開発中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物対策を行う事業者・事業者団体へのコーディネート展開を明記（P39）。 ・自治体DXを推進する観点からも、県民参加型の海岸漂着物等の発生抑制のための環境美化活動の取組に努めることを明記（県民運動への発展を期待）（P43 追記）。 <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">新規重点施策</div>
②廃棄物施策の展開【新規部分】	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえた、県・市町村・関係団体が行うプラスチック製品の発生抑制、リサイクル施策の推進を明記（P3、P41）。 ・各事業分野におけるプラスチック製品の排出抑制・適正処理・再資源化の取組を明記（例：農業用プラスチック（緩効性肥料のプラスチック被膜殻等）、漁業用プラスチック（漁具類）の排出抑制・適正処理等）（P41～42）。 	

4 各市町村・環境保全団体の意向調査結果について

10月に各市町村・環境保全団体に対して、第2期計画の素案を提示し、意見を募りました。

- ・市町村からは第2期計画に対して意見があったものの、具体的な推進に当たって考慮すべき事項が中心でした（素案自体への加筆・修正意見は特になし）。

- ・環境保全団体からは、第2期計画は理解を示しつつ、具体的な施策の推進に当たって考慮してほしい事項等を中心に意見が寄せられました。

⇒市町村・環境保全団体から寄せられた意見は概ね第2期計画の素案に反映していると判断しました。

5 スケジュール

令和5年3月の策定を目途とします。令和5年度以降、計画に掲げる施策の実現に必要な事業を展開していきます。

時期	検討	意見聴取
10月		【11月10日】第3回協議会（計画案審議）⇒第2期計画（案）の完成
11月		
12月	第3回協議会意見を踏まえた検討	県議会経過説明（12月議会環境福祉委員会）、パブリックコメント・地域説明会（WEB）の開催
1月	パブコメ意見を踏まえた見直し、計画案の最終調整	最終案の調整（書面による確認）
2月		
3月		県議会説明（2月議会環境福祉委員会）、策定